解説版

・番号につきましては、申請者の社内において公文書等の番号などがございましたらご記載ください。無いようでしたら削除していただいてかまいません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　号

平成　　年　　月　　日

公益財団法人　日本合板検査会

　理事長　　渕上　和之　殿

（登録申請者）

所在地：○○県○○市○○町○○番地

氏名又は名称：○○○株式会社

代表者：代表取締役　〇〇　○○

登　録　申　請　書

　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号。以下「法」という。）第８条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第９条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　申請書の記載事項

　（１） 第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別

　　　　 ① 第一種木材関連事業

　　　　 ② 第二種木材関連事業

　　　　　※ 該当する区分に〇印。両方に該当する場合は両方に〇を付すこと。

（２） 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

　　　　 ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業

　　　　 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

③ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※ 該当する区分に〇印。複数該当する場合は複数に〇を付すこと。

　（３） 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

　　　　 ① 第一種木材関連事業の場合

　　　　　　ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称

　　　　　　イ　所在地

　　　　　　ウ　事業内容

※ 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。

※ 必要に応じ別表により整理することができる。

② 第二種木材関連事業の場合

　　　　　　ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称　／　プロジェクト名称

　　　　　　イ　所在地

　　　　　　ウ　事業内容

※ 複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。

※ 必要に応じ別表により整理することができる。

※ プロジェクト単位での申請は建築又は建設をする事業に限る。

　（４） 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

　　　　 ① 第一種木材関連事業の場合

第一種木材関連事業において取り扱う木材等の種類全てを記載する。

　※ 省令や基本方針で定められた種類（木材：①丸太、②ひき板及び角材、③単板及び突き板、④合板、単板積層材及び集成材、⑤木質ペレット、チップ及び小片、物品：①椅子、机棚等の家具、②木材パルプ、③コピー用紙等の紙、④木材を使用したフローリング、⑤木質系セメント、⑥木材を使用したサイディングボード、⑦①～⑥の中間工程のもの）に基づいて記載する。

※ 必要に応じ別表により整理することができる。

　　　　 ② 第二種木材関連事業の場合

第二種木材関連事業において取り扱う木材等のうち登録の対象とする木材等を記載する。

　※ 省令や基本方針で定められた種類木材：①ひき板及び角材、②単板及び突き板、③合板、単板積層材及び集成材、④木質ペレット、チップ及び小片、物品：①椅子、机棚等の家具、②木材パルプ、③コピー用紙等の紙、④木材を使用したフローリング、⑤木質系セメント、⑥木材を使用したサイディングボード、⑦①～⑥の中間工程のもの）に基づいて記載する。

※ 必要に応じ別表により整理することができる。

　（５） 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の１年間の重量、体積、面積又は数量の見込み

※ 必要に応じ（４）の種類等により別表で整理することができる。

　　　 ※ 直近１年間に取り扱う見込みを記載する。

　（６） 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域（第一種木材関連事業のみ）

　　　　 ① 樹種：

　　　　 ② 伐採された国又は地域：

※ 必要に応じ（４）の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表で整理することができる。

　　　※ （３）～（６）について、別表を用いて、部門、事務所、工場又は事業場ごとに作成することができる。

２　添付書類

（１） 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法

　　　　 ① 確認に関する事項（Ｑ＆Ａ（４）～（８）参照）

　　　　 　※ 1) 取扱う木材等の原材料の合法性の確認について、判断基準省令に定める方法により的確に行うことを明確に記載する。

　　　　　　　 2) また、登録する事業の範囲において取り扱う木材等について、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びＣｏＣ認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関連団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の取得を行っている場合には、その内容を記載する。なお、これらの証明方法を行っていることを証明する資料を添付する。

　　　　 ＜第一種木材関連事業者の場合（例）＞

　　　　　　・判断基準省令に基づき、規定された情報を収集するとともに、国の提供する情報等を踏まえた確認を行なう。

　　　　　＜第二種木材関連事業者の場合（例）＞

　　　　　　・木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載された情報、あるいはカタログ、ホームページ等により確認する旨の記載。

　　　　 ② 木材等を譲り渡すときに必要な措置（Ｑ＆Ａ（９）参照）

　　　　　　どのような書類にどのような記載をするかを記載する（木材等の消費者への販売、建設業、バイオマス発電を行っている場合を除く。）。その場合、販売先等が確認できる書類等を選択する必要がある。

　　　　　＜第一種木材関連事業者の場合（例）＞

　　　　　　　納品書等に、以下の情報を記載する。

1) 確認を行なった旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を記載。

2) 認証制度等の認証・認定を受けている場合はその旨を記載。

＜第二種木材関連事業者＞

　　　　　　・納品書、契約書、カタログ、ホームページ等に合法性の確認された木材等であることを記載して譲り渡す。

　　　　③ 記録の管理に関する事項

　　　　　　判断基準省令第５条に掲げる事項の区分(下記①、②、③)ごとに、書類の保管等に関する方法等を記載する。

　　　　　例） 合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類及び追加的資料の入手等を含めた確認の記録を台帳に整理し、５年間保管する。

（２） 体制の整備に関する事項（Ｑ＆Ａ（１０）参照）

　　 ① 合法伐採木材等の分別管理（第二種木材関連事業で木材等の消費者への販売、建設業及びバイオマス発電を行っている場合を除く。）

　　　　具体的な分別管理の方法について記載する。

　　 ② 責任者の設置

　　　　部門、事務所、工場又は事業場において、合法性の確認、書類の譲渡し、記録の管理及び分別管理を適切に実施するための責任者の氏名及び役職を記載する。

　　 ③ その他必要な体制整備（事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定）

　　　　合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範や調達方針の見直し）を行なった旨を記載するとともに、写しを添付する。

（３） その他必要な書類

① 個人にあっては、住民票の写し

　　　　 ② 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

　　　　 ③ 登録申請者が法第１１条第1項第２号から第４号までに該当しないことを証する書類（誓約書など）